

市町村の合併の特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定）</p> <p>第三十八条 法第十九条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法律とする。</p> <p>一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）</p> <p>二 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）</p> <p>三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）</p>	<p>（災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定）</p> <p>第三十八条 法第十九条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法律とする。</p> <p>一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）</p> <p>二 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定）</p> <p>第十二条 法第十三条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法律とする。</p> <p>一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）</p> <p>二 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）</p> <p>三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）</p>	<p>（災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定）</p> <p>第十二条 法第十三条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法律とする。</p> <p>一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）</p> <p>二 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）</p> <p>（新設）</p>